

日本とカナダにおける
平和維持活動と外交政策
(草稿)

はじめに

本日はスピーチの機会をいただき、ありがとうございます。お誘いをお引き受けしたことには、二つの理由があります。

第一の理由は、毎日新聞のような影響力のある組織の皆さんと対話することは、日本への理解を深めるという、大使としての私の務めに、大変役に立つと考えるからです。

第二に、メディアには世論を形成する責任があると考えます。メディアには、日本と世界で起こる出来事を報道し、日本の未来にとって必要な教訓を示すという二つの重要な役割があります。ジャーナリストとしての経験と、ものの見方によって、皆さんには公共政策に関する洞察力が備わっています。自由に報道する権利には、日本社会に皆さんの見解を伝えるという義務が伴っています。同じことはカナダのメディアについても言えます。

昨年末、私は慶応大学で「人間の安全保障」に関するカナダの方針について講演しました。この講演のコピーは皆様にお渡ししてあります。そこで私は、国の安定と繁栄を促進する上で不可欠な「個人の安全と繁栄に対する国際的な責務」に関するカナダの現在の考え方を述べ、人間の安全保障の知的枠組みと、その促進のためにカナダがとってきた手段について説明しました。

本日は、カナダの外交政策におけるもう一つの非常に重要な要素であり、近年日本も重要視している、平和維持活動についてお話ししたいと思います。まず、なぜカナダが平和維持活動に従事し続けて

いるのか、ご説明したいと思います。カナダは現在、（Peace Enforcement）、すなわち、平和執行(しっこう)活動にも大変力を入れていますが、これは日本では憲法上あるいは政治上、すぐには採用できない分野です。

それでも皆さまは日本の国際的役割と、日本が世界の「平和と安全保障の維持」にいかに関与できるかについて議論を続けていらっしゃいます。カナダが平和維持活動に従事するようになった要因についてお話することは、日本での議論にとっても意味があるのでは、と考えた次第です。

しかし、今日の私のスピーチは、個人の考えであり、必ずしもカナダ政府の公式見解を反映しているわけではないことを、お断りしておかなければなりません。ですから、このスピーチが皆様の外交政策の議論に役立つと思われた場合は、私の名前を挙げずに、「日本とアジアの事情に通じた外交官」の発言として扱っていただきたいと存じます。

では、本題に入りましょう。まず、次の四つの基本的事項についてお話しします。

第一に、戦後のカナダと日本の外交政策には共通点が多く、両国の政策を比較することは有意義であろう、という点について。

第二に、平和維持活動へのカナダや国際社会の取り組みの変化は、集団安全保障や憲法改正に関する国民的議論とは関係なく、日本の参加の可能性の範囲を広げているということ。

第三に、平和維持活動はカナダの現実とそれに伴う外交政策の原則から自然に発展したものであること。

第四に、日本は平和維持活動の大幅な拡大が可能であり、そうすべきだという提言。そして、平和維持活動に対する国民の理解が深まり、日本政府の政策の選択肢がふえるように、平和維持活動に関する国民的議論を高めるべきだということ。

以上4点について述べたいと思います。

第一点：日本とカナダには外交政策や国家安全保障政策に関して重要な共通点があります。

カナダと日本は異なった点も多くありますが、それぞれの外交政策と安全保障政策の基盤にはいくつかの共通点があります。

1. まず、第一に、第二次世界大戦後、両国は外交と安全保障政策を完全に考え直さなければなりません。カナダについて言えば、外交政策の主なよりどころであり戦時の同盟国であった英国との関係は、大国としての英国の地位が大幅に弱まった後、変わらざるを得ませんでした。一方、日本は占領下(せんりょうか)に入り(はいり)、それまでの軍国主義、イデオロギー、外交政策を放棄しなければなりません。両国とも、外交政策と安全保障政策を完全に考え直さなければならなかったのです。

2. また、20世紀後半に、カナダと日本の両国は、全く異なる理由で、自国の領土を防衛するための安全保障政策の基本を米国との関係におきました。日本には日米安全保障条約があります。カナダにはNORADと呼ばれる二国間の北米航空宇宙防衛司令部があります。カナダの基本的な安全保障は、1949年

SHIMIZIT 99-12-31
12:00 AM
Ambassador, at Yomiuri, you eliminated the blue part and changed the sentence as it is. Do you want keep the blue part?

以来、北大西洋条約機構（NATO）への加盟を通して確保されてきました。NATOの目的は、加盟国を侵略や、その脅威から集団的に防衛することであり、一つの加盟国に対する脅威はすべての加盟国に対する脅威と見なされています。しかし、NATOにはさらに広範な任務があります。北大西洋条約第3条は、NATOの目的として自由と民主主義の価値観の促進を明示しています。また、私達の安全保障体制を補うものとして、カナダと米国の共同防衛体制である北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）があります。これは、両国への航空や海上からの接近を監視し、大陸間弾道ミサイル、テロ、麻薬の密輸などの攻撃や攻撃の脅威に対抗するものです。以上の防衛協定はどちらも、カナダの国際関係に関するリベラル国際主義とコンティネンタリズムの理念を反映しています。

3. 両国とも、安全保障は双方向の関係であることを理解しています。日本は自衛のために、カナダの場合は二国間の関係を考えなければなりません。困難な安全保障上の責任を果たせ

る体制を作っておかなければなりません。カナダの場合、これは何らかの形の直接的戦闘もしくは戦闘支援活動に従事する可能性を意味します。

4. 両国とも、「日本の周辺」または北米大陸において、テロの脅威やその防止への対応など、アメリカの安全保障問題に一層広範に対応する覚悟が必要なことも認識しています。
5. 両国とも、これらの同盟関係がもたらす軍事的安全保障だけでは、経済の安全保障、すなわち先進社会が依存している、国際法、世界市場、効率的なグローバル通信システムなど、世界規模の安全が保証されないことを認識しています。国連からWTOまで、多数の国際機関が創られましたが、カナダも日本も、それらが有効に機能することが大切で、そのためには恩恵を受けている主要国の積極的関与が不可欠であることを認識しています。カナダも日本も、これらの多国間機関から多大な恩恵を得ており、それらが機能しないと大きな打撃を受けます。つまり、私たちには安全保障体制を構築する責任があるのです。これに関連して、日本は国連安保理の常任理事国入

りを希望しています。カナダは過去60年間、多国間協調政策と、リベラル国際主義を政策の基本方針としてきました。

6. 長期的には、「民主主義」、「人権」と「法の支配」が自由な先進経済社会の土台であり、その3つの土台を持った社会の成功こそが人々の安定した生活水準や生活様式の維持に必要不可欠であることを両国とも信じています。新しい同盟関係や条約以外に、国際秩序を安定させる手段を見出すために協力しなければならないことを両国とも認識しているのです。安倍首相も今年1月12日にブリュッセルで、日本はこれらの基本的価値観に基づいて世界の安定と繁栄のために全力を尽くすと述べています。
7. このような現実に基づき、日本とカナダは、特に国際的な平和と安全保障を維持するための組織的支援の重要な形(かたち)として、平和維持活動に携わって(たずさわって)きました。
8. 最後になりますが、両国とも通常は議会の明確な支持と、ときには選挙により、民主的に政策を定めて守らなくてはなりません。これらのことは、日本における憲法上の制限などの

他の要因と共に、防衛と安全保障の根本的な枠組みを形成しています。

第二点：カナダは世界の平和と安定の維持への主な貢献の一つとして、平和維持に力を入れてきました。

平和維持活動、それ自体は20世紀に始まったことではありませんが、その重要性は第二次世界大戦後、また国連創設後に顕著になりました。PKOは国連憲章のどこにも言及されていないにも関わらず、安全保障理事会の承認に基づく、国際平和と安全保障を維持するための手段となりました。PKOは、「戦闘で引き裂かれた国々が持続可能な平和を築くのを助ける手段」として発展してきました。

国連公認の平和維持活動が最初に行われたのは1947年のことです。それ以降、61の国連の平和維持活動が実施され、現在は18の活動が展開されています。さらに、現在アフガニスタンで行われているNATOの活動など、他の国際機構を通(とお)して実施されている平

和維持活動も多数あります。カナダ外務省における私の最初の仕事は、1973年のパリ和平協定で設置された非国連の監視団である、旧ベトナム共和国の国際停戦管理・監視委員会に参加することでした。

また、平和維持活動は多方面で変化し、監視部隊、停戦安定化活動、飛行禁止空域、安全地域、非武装地帯から、第二世代の平和維持活動、平和執行、平和構築、DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）、紛争後の復興(ふっこう)まで、多数の異なる形態が生(しょう)じました。これらの活動のすべてに参加した国はわずかですが、優に100を超える国々が、いずれかの活動に参加してきました。

カナダは長い間、平和維持活動に参加してきました。それには次のような三つの理由があります。

第一に、1956年にスエズ半島でのエジプト、イスラエル、英国、フランス軍の戦争を終結させるために、ダグ・ハマーショルド国連事務総長と、カナダのレスター・ピアソン外相は、最初の軍レベル

PKOの派遣により、戦闘部隊を分離させ、戦争を終わらせることに成功しました。その過程でピアソン＝ハマースホルド・モデルと平和維持活動の原則が生まれ、1990年代まで国際舞台の主役を演じるようになりました。1957年にノーベル賞委員会は、このイニシアティブの重要性を認め、後(のち)に首相となったピアソン氏にノーベル平和賞を授与しました。

第二に、平和維持活動を外交政策の中心に据えて(すえて)いるカナダは、1947年以来、60の活動に参加しました。国連本部で主導的役割を果たし、国連の活動の安全性と有効性、効率を高めてきました。カナダ軍はPKOの手法や活動の原則や規則の立案を先頭に立って行(おこな)ってきました。また、カナダ軍は世界のどの地域にも、そして、あらゆる、平和支援活動へ兵士を派遣するために、オンタリオ州キングストンの平和支援訓練センターなど、訓練施設を設立しました。さらに、1994年には独立機関として、ピアソン平和維持センターが設立されました。これは、カナダ国防省とカナダ国際開発庁が資金を提供するもので、国際的な軍事/警察/文民要員を訓練する

ための世界最先端の施設といえましょう。カナダではごく最近、「軍事、警察、開発、および外交活動」の緊密な協力を伴う、**Peace Keeping**,平和維持と**Peace Building**,平和構築の総合構想を作りあげました。その成果は、アフガニスタンで活動している地方復興(ふっこう)チームに活かされています。

第三に、カナダは平和維持活動の概念的根拠の作成と法的基盤の整備において主導的な役割を果たしてきました。国連憲章に示された国際間の平和と安定の維持に関する国連の責任と、武力紛争における民間人の保護の重要性とを結びつける議論で、カナダは中心的な役割を果たしています。また、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪が起きた場合の「保護する責任」の概念を含め、民間人の保護に関する課題の推進にも主導的な役割を果たしてきました。さらに、地雷の削減と廃絶、一般の人々に極悪(ごくあく)非道(ひどう)な行為を行(おこな)った犯罪者に刑事責任を負わせるための国際刑事裁判所の設立など、カナダが一般市民の保護と国際的な安全保障の維持に重要だと考える法的な基準や機関の整備においても、主導的な役割を果たしています。

平和維持活動が大きく変貌してきたことについて考えるのは有意義です。基本的に、私達は従来型PKOである平和維持活動を増やしてきましたが、それに加えて、Peace Support, 平和支援とPeace Building, 平和構築に力を入れるようになりました。さらに、カナダをはじめとする数カ国(すうかこく)はPeace Enforcement 平和執行活動を行うようになりました。日本は、1992年に制定された国際平和協力法に基づいてPKOに参加していますが、新しい防衛省の任務や多額のODA予算を考えると、今後、平和構築活動にも少なくとも部分的に参加していくものと思います。ただし、カナダが1950年代に朝鮮半島で行った活動や最近アフガニスタンで行っている活動などの平和執行活動については、おそらく日本は参加できないでしょう、そして参加することもないと思われます。なぜなら、そのためには政治上、また憲法の見直しが必要になり、そうした変化は日本で10年以内に起きるとは考えられないからです。このようにPKOは変貌を遂げてきましたが、カナダはあらゆる面で活動に参加してきました。

第三点： 平和維持活動へのカナダのコミットメントは、カナダの外交政策の基盤を作っているさまざまな要因の組み合わせから生じています。

政治と利害とリーダーシップの産物である各国の外交政策は、権力、利害、歴史、リーダーシップといった多種多様な要素から成り立っています。しかし、それらを特徴づけ、形作(かたちづく)っている

一定のパターンが認められます。

カナダの場合は、外交政策の枠組みを決定づける三つの主(おも)な要因を指摘することができます。

第一に、カナダの位置する場所です。地理は、カナダの外交政策にとって決定要因といえましょう。北米大陸にはカナダと米国があり、カナダにとって、米国は唯一の陸続きの隣国です。このことが、米国と最も緊密な政治的関係を築く必要性を生(しょう)じさせています。カナダの安全保障および経済上の利害も地理的要因により左右されています。2006年には輸出総額の82%が対米輸出であり、輸入総額の55%が米国からの輸入でした。米国以外の貿易相手国で輸出総額の3%あるいは輸入総額の10%を超えている国は存在しません。

北米自由貿易協定の成果として、このコンティネンタリズム(大陸的特性)はメキシコにまで及んでいます。

コンティネンタリズムは、行政府と議会の政治指導者間の緊密な意見交換、広範な政策調整、政府関係者間の技術規格の統一や相互

承認、互いの優先事項や関心事項の尊重や受容によって支えられています。カナダは他のどの地域よりも北米大陸に多くの外交資源を投入しています。

第二に、移民とヨーロッパの法的・社会的伝統が、カナダのリベラル国際主義の下支え(したざさえ)となっています。世界各地からの移民(いみん)である私たちには、世界各地に家族や友人がいます。自由主義的な政治の伝統に恵まれているカナダ人は、国益は集団安全保障の原則、共通の価値観、利害の調和に基づいてつくられた、適切に機能する国際システムを通して(とおして)最もよく促進されると考えています。これは、国際協力を強調し、国家主義を重視せず、安全保障への脅威に対して非軍事的解決策を選び、国際問題に対し法的・外交的な解決を求め、宗教や政治のイデオロギーよりも実利を優先するアプローチです。そのため、外交資源も国連、NATO、ブレトンウッズ機関、英連邦、仏語圏国際機構をはじめとする世界各地に配置しています。言い換えると、私たちは自由で安定した豊かな多文化社会を国内に確立し、それが私たちのアイデンティティーの一部を形成していると考えているのです。多くのカナダ人は、リベラル

国際主義という手段を用いてそのような環境を海外でも促進することがカナダの義務であると考えています。多くの外国人は、カナダがこのような価値観を持ち、それを促進していることを高く評価しているといえるでしょう。。

第三に、カナダ人には、コンティンタリズムとリベラル国際主義の力を和らげる現実的な傾向もみられます。カナダ人は北アメリカ人ですが、アメリカ人ではありません。私たちはリベラルな理念がもつパワーについては楽観的ですが、政治的権力が大きな意味を持つ世界におけるこうした理念の限界については現実的です。この現実主義に基づいて、私たちはカナダの強みと能力（すなわちカナダの軍事および情報資産、国際貿易に占める割合、技術的に進んでいる領域、ODA能力、行動する意思と行動に必要な金銭的な負担をする意思）、経済や政治におけるカナダの弱みを天秤(てんびん)に掛けることとなります。カナダは、他のすべての国々と同様に、国際環境の中で時の趨勢(すうせい)を見ながら国益を促進する手段を見極(みきわ)め、それに合せて外交政策や戦略を作らなければなりません。この現実主義、すなわち政治学者が言うところのネオリアリズムは、測

定可能な利益や、その費用対効果を重視する、限定された外交政策を望ましいとみなす傾向があります。それは日本でよく理解されている外交政策への取り組みです。

カナダの政策は、これら三つの取り組みを、それぞれ、あるいは同時に反映してきました。これらはすべて、1947年の国連主導による平和維持活動以来、カナダがこうした活動を重視してきたことに関係しています。

したがって、1947年の朝鮮半島での国連停戦監視活動へのカナダの支援と、それに続く1950年の「治安活動」への参加は、国連主導の集団安全保障の必要性に応じた行動であると一貫(いっかん)して説明できます。カナダはこのPeace Enforcement Battle, 「平和執行戦」に22,000人の陸軍兵と3,600人の海軍兵を派遣し、301人の兵士を失いました。

ソ連のハンガリー侵攻と同時期に起きた1956年のスエズ動乱がもたらした、カナダの外交とUNEF（国連緊急軍）への参加は、核に

よる対決の可能性の中にあつて、現実主義とリベラル国際主義の両方によって導かれたものです。平和と安全保障に対する、一層深刻な事態を回避するための有効な手段だったと当時も、そして今でも考えられています。

スエズでの国連活動の成功に対するカナダの評価と、ギリシアとトルコの戦争を回避したいという欲求に導かれ、1964年のキプロス危機の勃発に際してカナダ外交は再び最前線に立つことになり、カナダは1,100人以上の兵をUNEPに派遣しました。

カナダ国内における多数のユダヤ・コミュニティやイスラム・コミュニティの政治的関与など、カナダは中東に関心を持っており、エジプト、イスラエル、パレスチナ、ゴラン高原、イエメン、イラン、クウェートなど中東全域で、11の国連平和維持活動に参加しました。

カナダは英国およびフランスと過去から現在に及ぶ緊密な結びつきを持ち、英連邦と仏語圏国際機構の両方で二番目に大きな国である

ことから、カナダ人には植民地からの独立プロセスを通してこれら二つの旧大国を支援しなければならないという義務感があります。このことは、カナダがカシミール、パレスチナ、エジプト、キプロス、インドシナでのPKOに参加した動機の一部をなしています。

テロリズムに対する国内の懸念、NATO加盟国であることから生じる広い範囲の義務、およびアフガニスタンの正当な政府の存続とその成功に対する政治的コミットメントが、カナダが同国で現在の役割を果たしている理由です。外交、開発、警察活動、平和維持活動、そして戦闘と見分けがつかない平和執行(しっこう)活動はすべて、アフガニスタンで何らかの進展を得るために不可欠であるとカナダが考える総合的な対応策です。また、カナダがイラクで米国の連合軍に加わらなかったことに失望した米国が、米国にとって重要な他の地域で困難な安全保障活動にカナダが従事することを期待していることも一因でしょう。

これらすべての例が示しているのは、平和維持活動への参加に関するカナダの決定が、一貫して外交政策を土台として行われている

という事実です。民主主義国家の決定は、そのようになさなければなりません。カナダ政府は、自国の若者を海外に派遣することが、カナダにどのような利点があるのかを国民に説明しなければなりません。

また、カナダ連邦議会は審議を行った上で資金拠出を承認しなければなりません。カナダは国際平和活動への取り組みを変えてきました。それは、紛争に対する国際社会の効果的な対応は何か、また持続可能な平和の基礎を築く最良の方法は何かということについて、たえず進展する私達の考え方を反映させるためなのです。

こうした政治的・政策的考慮は、わが国の対米関係に深い影響を及ぼしています。1960年代にはベトナムに、2003年にはイラクに派兵するように米国から強い圧力がかけられ、米国とは大陸を共有するという強い結びつきがあるにもかかわらず、カナダはこれらの戦闘のいずれにも従事しませんでした。単(たん)に、それらに参加することがカナダの基本政策と合致(がっち)しなかったからというのがその理由です。

第四点：日本は平和維持活動の役割と活動を拡大することができるし、そうすべきです。

1988年5月に当時の竹下首相が国際平和協力に関する新政策を発表しました。アフガニスタン国境地域へのUNGOMAP（国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション）に参加するために、その年の6月、最初の外務官僚がアフガニスタンに派遣されて以来、平和維持における日本の役割と活動は大幅に拡大しました。湾岸戦争での外交上の失敗、（一般的にそのように言われていると聞きました。私が言い出したのではありません。）それに続く1992年の国際平和協法力の可決、同時多発テロ後2ヶ月以内に実現した反テロ特別措置法の実施（じっし）、1992年法で最初に認められた本体業務の「凍結」の解除。それらにより、日本が平和維持活動へ参加するための、より幅広い法的、政治的枠組（わくぐ）み（え）られました。カンボジア、ルワンダ、ゴラン高原、東ティモール、ネパールでの国連主導の活動で蓄積（ちくせき）される経験。アラビア海やインド洋、アフガニスタンやイラクにおけるNATOや米国との協力関係の拡大から

は、法律と憲法の枠組みでは机上(きじょう)の定義では得(え)られない現実世界の経験が得られます。安倍首相も麻生外相も、日本の役割をさらに拡大することについて語っています。

これは心強いことです。それでもやはり、外部のオブザーバーである私にとって、日本はできることをすべて行っている、あるいはすべきことを全部行(おこな)っているとは、考えにくいのです。

集団安全保障と憲法改正に関する現在進行中の論争から生(しょう)じる制限を全(まった)く度外視(どがいし)し、完全に現行(げんこう)の法的枠組みの中で活動する場合でも、日本はその役割を大幅に拡大できると私は考えます。これは、紛争後の復興(ふっこう)や文民警察を通(とお)した安定化、選挙監視、軍事および警察訓練、法的機関の設置、PKOを支える地域機関の能力強化などの平和支援活動に、ますます重きをおいている「第二世代の平和維持活動」が発達してきたからです。日本が今できる事はいろいろあります。

確かに、日本は多くの選挙監視活動に参加していますが、大抵(たい)

てい)は、監視員を1名か2名派遣するだけです。もっと多くの監視員を派遣すれば、日本の参加が一層大きな影響を与えることでしょう。文民警察の分野でも、日本は大きな貢献をすることができます。ところが実際には、日本は文民警察官を派遣しておらず、日本国外での訓練資金の提供や、現地の警察官を日本へ招(まね)いて訓練する方(ほう)を望んでいます。

それに比べてカナダは、1989年から2000名以上、現在は約150名の文民警察官を世界各国の国連平和支援活動に派遣しています。最近、安倍首相はNATO理事会での演説の中で、アフガニスタンで活動しているNATOと一層緊密な協力を行(おこな)うと約束し、その後(ご)日本は、南アフガニスタンなどのNATO主要活動地域における医療や健康、教育のプロジェクトに2,000万米ドルの資金援助をしました。しかし、日本はNATOの地方復興(ふっこう)チームに開発要員を派遣することはなく、プロジェクトの実施にはNGOやその他の機関に依存(いぞん)せざるを得(え)ません。地方復興チームはすでに不足しており、もっと多くの要員を派遣する必要に迫られています。特に、

開発や復興プロジェクトの管理や監督の人材(じんざい)が必要です。このようなわけで、これまでカナダは日本に、カンダハル州のカナダ地方復興チームへ開発担当官を一人(ひとり)派遣するよう求めてきました。前進への小さな一歩であるとは言え、このような積極的な行動は、日本が現行(げんこう)の法的枠組みの中で実際に行(おこな)うことができる、より多くの事柄の良い一例(いちれい)です。しかし、日本は政治的な理由で、現在、最大限にできるのは財政支援であると考えています。

日本の税法を改正し、平和支援活動に関(かか)わっている日本のNGOへの寄付を税(ぜい)控除(こうじょ)の対象とすることなども、大きな成果をもたらすと思われま。こうすることで、ごくわずかな財政コストで日本の役割と目に見える貢献が大幅に拡大し、注目度(ちゅうもくど)や関与も高まると考えられます。

すでに述べたように、日本はみずからの国益のために、より多くのことをすべきだと私は思います。その理由は次の通りです。

第一に、そのような拡大は、現在の日本の政策と一致しています。日本は戦後のあるべき姿を構築するプロセスを続け、新しいパートナーシップを築き、自国の目に見える貢献度を高め、新たな大国として浮上してきた中国に対抗するために、国際的認知度を積極的に拡大しようとしています。安倍首相が打ち出した新しい太平洋のゲートウェイおよび、NATOのパートナーとしての日本の役割に関する構想、麻生外相が示した「自由と繁栄の弧」構想、海外での新しい外務省公館の開設、公的外交資金の増大、さらには漫画家の海外派遣も、そうした動きの一環です。

第二に、目に見える形での平和維持活動を大幅にふやすことで、国連安保理の常任理事国入りを求める日本の主張の正当性が増(ま)します。平和維持活動は国連の主要活動の一つになっています。日本はその活動における有数のパートナーとなるべきです。

第三に、積極的に平和維持に携(たずさ)わることで、米国との安全保障関係における日本の選択肢(せんたくし)が増(ま)します。私が見るところでは、1950年代に始まった対立的な議論、すなわち安保条約に

より日本は望まない紛争に関(かか)わらなければならなくなる恐れがあると考える日本人と、米国の戦闘支援を躊躇(ちゅうちょ)すると日本の安全保障への米国のコミットメントが弱まると考える人々との議論は、今も続いているようです。これは私たちカナダ人もよく理解できるジレンマです。カナダも同じジレンマを抱えているからです。日本が平和と安全保障に貢献する別の手段を示すことができれば、カナダと同じように、最も重要な二国間のパートナーへ柔軟に対応する余地を増やすことができます。米国は日本の反応に常に満足するとは限りません。米国は、カナダが国連の委任なしのイラク派兵に参加を拒否したことが不満でしたが、アフガニスタンに重点(じゅうてん)をおくというカナダの選択を受け入れました。日本も同じ政策上の自由を享受(きょうじゆ)するべきです。

しかし、次にお話する三つの要因がなくては平和維持活動の役割を拡大することはできません。

第一に、国としての目標を達成する上で、日本の外交政策と平和維持活動に対する立場との関係についての、十分な国民的議論の拡大です。

第二に、平和維持活動における、死傷者(ししょうしゃ)を含む人的(じんてき)コストが、今より容認されるような国民に対する教育の充実を挙げたいと思います。。日本人の約75%が日本は現状のままで十分な平和維持活動を行っていると考えており、そのうち三分の一が日本はすでにやりすぎていると考えているのが現実です。もっと行わべきだと考えている人は25%に過ぎません。これらの数字を変えるには、今後討議(とうぎ)を重ねていかななくてはなりません。

第三に、今の、そして将来のPKO活動に対して毎回、過去の議論を繰り返す必要がないように、包括的な平和維持活動法を今年制定することを強力に支持することです。

結論

最後に、冒頭で申し上げたことをもう一度くりかえしたいと思います。強力な政治的リーダーシップが行使(こうし)される兆(きざ)しが見えない現在、メディアは、より積極的な平和維持活動を促進するために中心的役割を果たす大きな力を持っています。

さらに、目に見える平和維持活動をふやすことは日本の広範な外

交政策目標を達成するために大いに役立つという私の考えに同意していただけるならば、日本と平和維持に関する基本的かつ持続的な論議を促進していただきたいと思います。

カナダ人の観点から申し上げますと、日本がさらに積極的に行動することは、国際社会の利益になるだけでなく、カナダのためにもなります。平和維持の負担は今後さらに重くなると思われるので、私たちは日本のような有力なパートナーを必要としているからです。

ご静聴、ありがとうございました。